

○自動車等運転免許試験の実施に関する訓

令 (昭和56.11.26
鹿児島県警察本部訓令15)

改正 前略…平成31.3訓令14

(趣旨)

第1条 この訓令は、鹿児島県道路交通法施行細則（昭和53年鹿児島県公安委員会規則第16号。以下「細則」という。）に基づき、運転免許試験場（以下「試験場」という。）、公安委員会が別に指定した場所（以下「出張試験場」という。）、交通安全教育センター又は警察署において行う自動車等運転免許試験（以下「免許試験」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

本条…一部改正(平成14.5訓令17)

(免許試験事務)

第2条 免許試験課長（以下「試験課長」という。）、免許管理課長及び警察署長（免許試験事務を取り扱う幹部派出所の長を含む。以下「署長等」という。）は、免許試験（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条の2に規定する運転免許試験の一部免除並びに法第100条の2の規定による再試験の実施及び法第104条の2の2第1項の規定による再試験不合格者の当該免許の取消処分を含む。）及び限定解除等の審査（以下「免許試験等」という。）の申請書を受理したときは、この訓令によるほか、別に定める「運転免許試験事務処理要領」により処理するものとする。

本条…一部改正(昭和60.9訓令12、平成6.4訓令13、9訓令20)

(免許試験等の実施)

第3条 免許試験等は、試験場、出張試験場、交通安全教育センター又は警察署において、次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 試験場及び出張試験場にあっては、鹿児島県内に住所を有する者（鹿児島県内の届出自動車教習所（届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号。以下「届出自動車教習所規則」という。）第1条第1項に規定する届出自動車教習所をいう。以下同じ。）に入所している者に係る仮免許試験にあっては住所を問わない。）の免許試験及び審査

(2) 交通安全教育センターにあっては、鹿児島県内に住所を有する者に係る次に掲げるもの

ア 運転免許証の有効期限が経過した者（学科及び技能試験の免除のものに限る。）の申請に係る免許試験

イ 公安委員会が指定する自動車教習所が発行する技能審査合格証明書を有する者に係る限定解除又は一部変更の書面審査

ウ 眼鏡等使用条件の解除又は変更

(3) 警察署にあっては、鹿児島県内に住所を有する者に係る次に掲げるもの。ただし、アの小型特殊免許試験については、当該警察署の管轄区域に住所を有する者とし、原付免許試験については、ブロック別により行うものとする。

ア 小型特殊免許試験及び原付免許試験

イ 公安委員会が指定する自動車教習所が発行する技能審査合格証明書を有する者に係る限定解除又は一部変更の書面審査

ウ 眼鏡等使用条件の解除又は変更

エ 運転免許証の有効期限が経過した者（学科及び技能試験の免除のものに限る。）の申請に係る免許試験

(4) 奄美警察署にあっては、前号に掲げるもののほか、奄美市及び大島郡内に住所を有する者（鹿児島県内の届出自動車教習所に入所している者に係る仮免許試験にあっては住所を問わない。）に係る次に掲げるもの

ア 公安委員会が指定する自動車教習所が発行する卒業証明書を有する者に係る免許試験

イ 鹿児島県内の特定届出自動車教習所（届出自動車教習所規則第4条に規定する特定届出自動車教習所をいう。）に入所している者に係る免許試験（技能試験を除く。）

ウ 運転免許証の有効期間が経過した者（技能試験の免除のものに限る。）の申請に係る免許試験

エ 法第100条の2に規定する原付免許の再試験

本条一部改正(昭和60.9訓令12、平成6.4訓令13、18.12訓令33、31.3訓令14)

（技能試験従事者）

第4条 技能試験に従事する者は、免許試験等に従事する職員（以下「試験係員」という。）のうち、細則第32条の規定に基づく技能試験官の指定を受けた者とする。

第5編 交通　自動車等運転免許試験の実施に関する訓令

本条…一部改正(平成14.5訓令17)

(申請書の確認、受理)

第5条 試験課長、免許管理課長及び署長等は、免許試験等の申請があつたときは、申請書及び添付書類等により次の各号について確認の上受理するものとする。

- (1) 所定の添付書類等の有無
- (2) 申請者の確認
- (3) 受験資格等の有無
- (4) 記載事項の適否
- (5) 免許試験等の手数料納付の有無

本条…一部改正(昭和60.9訓令12)

(不正行為防止の指示等)

第6条 試験係員は、免許試験等の開始前に受験者に対し、不正手段による受験を防止するため必要な事項を指示し、免許試験等実施の秩序維持と不正行為の防止に努めなければならない。

(試験の進行)

第7条 免許試験は、当該試験日に全試験科目を終了しなければならない。ただし、天候その他の理由により全試験科目を終了することができないときは、試験課長、免許管理課長又は署長等の指示により試験の一部を翌日以後に繰延べて行うことができる。

本条…一部改正(昭和60.9訓令12)

附 則

1 この訓令は、昭和57年1月4日から施行する。

2 自動車等運転免許試験の実施に関する訓令(昭和51年鹿児島県警察本部訓令第5号)は、廃止する。

附 則 (昭和60.9.27訓令12)

この訓令は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則 (平成6.4.1訓令13)

この訓令は、平成6年5月10日から施行する。

附 則 (平成6.9.28訓令20)

この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 (平成14.5.31訓令17)

第5編 交通　自動車等運転免許試験の実施に関する訓令

この訓令は、平成14年6月1日から施行する。

附 則 (平成18.12.27訓令33)

この訓令は、平成19年1月4日から施行する。

附 則 (平成31.3.14訓令14)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。